

# 退職手当金などの明細書

被相続人

第10表  
(平成21年4月分以降用)

## 1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金、功労金、退職給付金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

勤務先会社等の所在地	勤務先会社等の名称	受取年月日	退職手当金などの名称	受取金額	受取人の氏名
		・ ・		円	
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			

- (注) 1 相続人(相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。)が受け取った退職手当金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。  
 2 相続人以外の人を受け取った退職手当金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の「財産の明細」の「価額」の欄に転記します。

## 2 課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が退職手当金などを受け取った場合に、記入します。

退職手当金などの非課税限度額	$\left[ \begin{matrix} \text{第2表の(A)の} \\ \text{法定相続人の数} \end{matrix} \right] \times (500 \text{万円} \times \text{人})$ により計算した金額を右の(A)に記入します。		(A) 円  ,000,000
退職手当金などを 受け取った 相続人の氏名	① 受け取った 退職手当金 などの金額	② 非課税金額 $A \times \frac{\text{各人の①}}{B}$	③ 課税金額 (① - ②)
	円	円	円
合計	(B)		

- (注) 1 (B)の金額が(A)の金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。  
 2 ③欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。